

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○ 以下の2つの機能を強化

- ① 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施

（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○ 以下の場及び機能を確保

- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

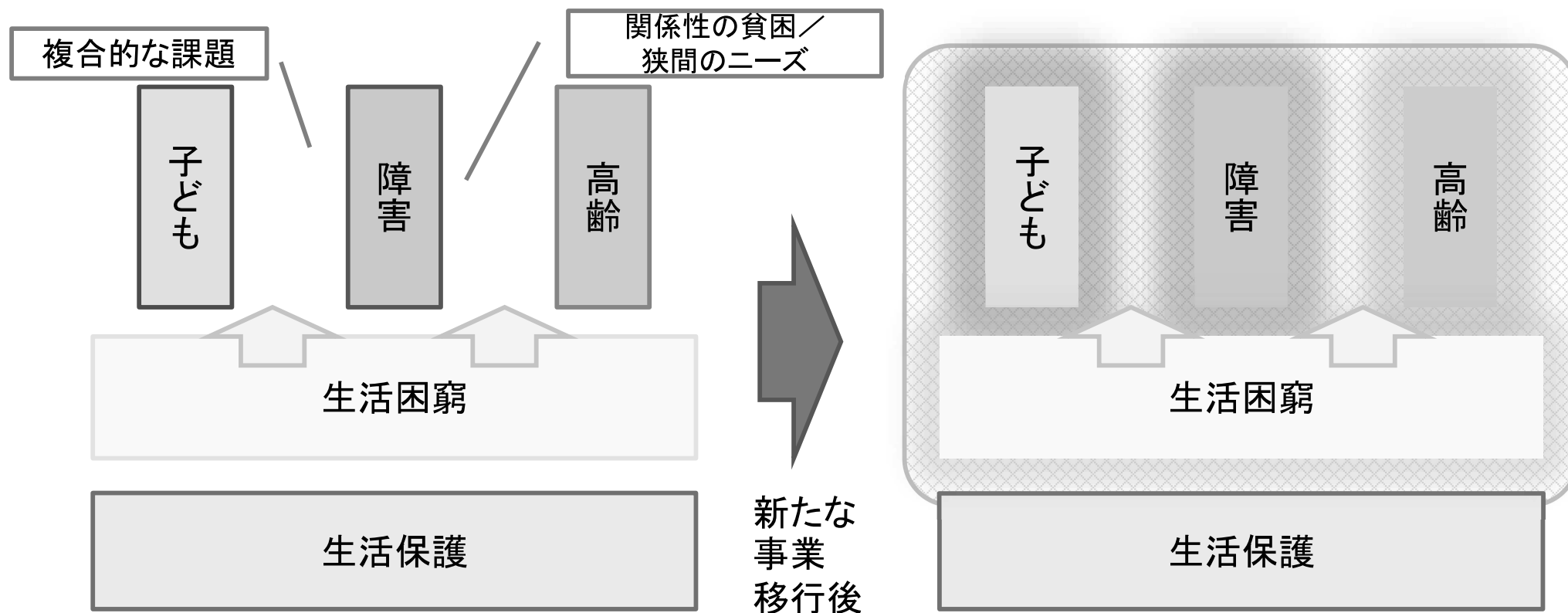
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係者で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係者の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係者全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業の実施体制とそのメリット

◆ 重層的支援体制整備事業の実施体制

○ 実際の体制は、地域のニーズや資源に応じて、以下のように様々な形態や組み合わせが想定される。

- ・既存の各分野の拠点は存置し、拠点間の連携を強化し対応する
- ・いわゆるワンストップ型の総合相談窓口を設け対応する

○ 断らず受け止め、適切な支援につなげる体制を構築するために、今回新たに強化した、

- ・多機関協働事業（関係者間の支援調整を行い、適切な役割分担を行う）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

が既存の支援関係機関をサポート。

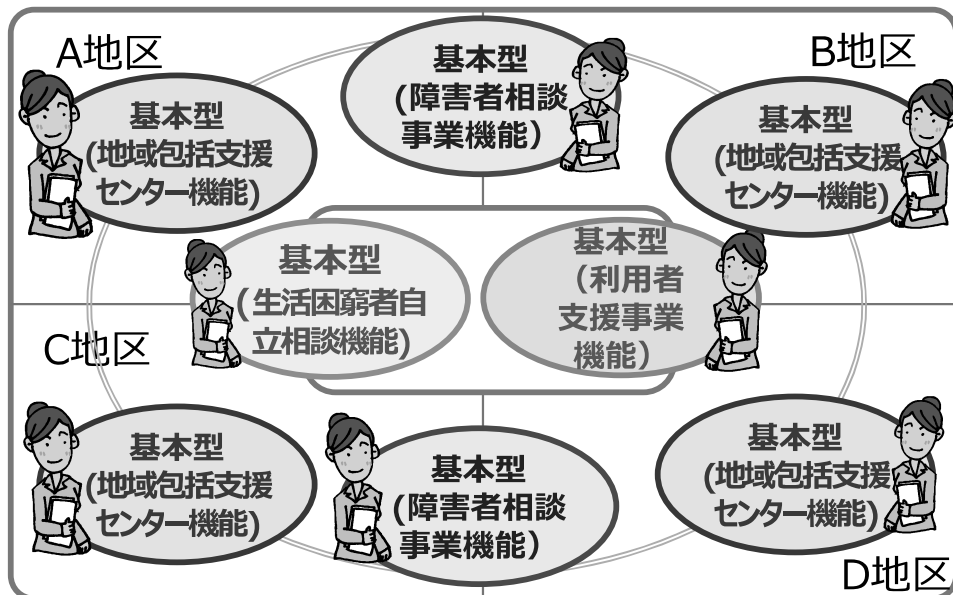
→ 具体的な整備・配置のあり方については、地域の支援関係者間で議論・検討を行う。

○ なお、これらの新たな事業について、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の実施主体が市町村から委託を受けて、重ねて担うことも可能。

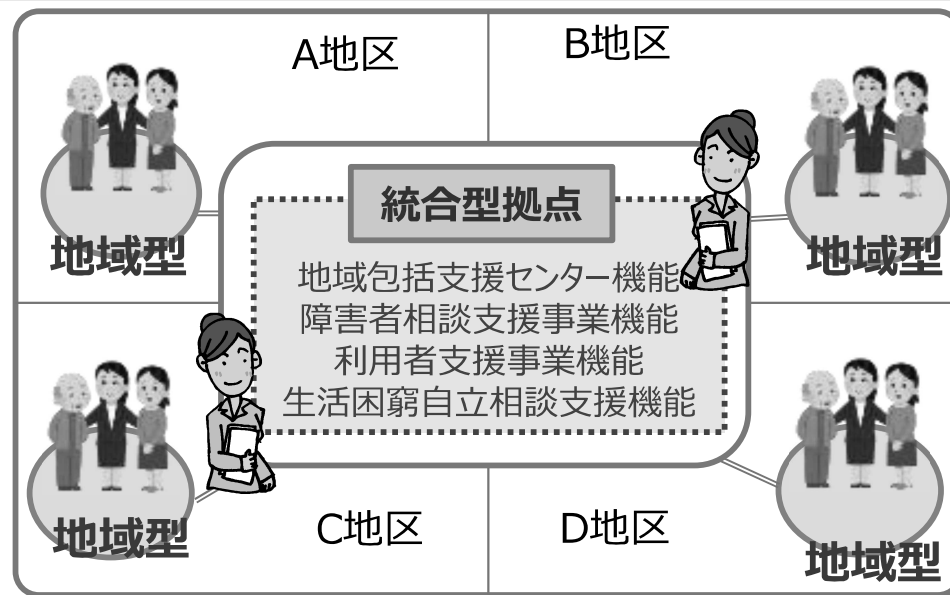
類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大４分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、４分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



各支援機関において、「多機関協働事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」も加えて実施可能

※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

全国地域生活定着支援センター協議会
関東・甲信越ブロック研修

『地域生活定着支援センターの実践』 ～誰もが地域で暮らし続けるために～



公益社団法人 新潟県社会福祉士会
新潟県地域生活定着支援センター
センター長 本多 崇人

◎新潟県地域生活定着支援センターの概要

受託先：公益社団法人 新潟県社会福祉士会

所在地：新潟市中央区上所 2 - 2 - 2

新潟ユニゾンプラザ 3 階

職員体制：相談員 3 名（センター長含む）

事務員 2 名（会の事務と兼務）



新潟県地域生活定着支援センターは平成24年3月に設置
本多は社会福祉法人吉田福祉会から出向
坂井は社会福祉法人太陽福祉会から出向



相談員は左から坂井・本多・平栗

◎ 地域生活定着支援センターの業務

1. コーディネート

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

2. フォローアップ

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。

3. 相談支援

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

4. 啓発活動等

研修や勉強会を開催し、当事業を地域に発信して理解を促す。

※各センター多少違いはある。受託法人が異なり、それぞれの強みをいかして運営している。また、地域性も異なるため。

◎ 対象者の要件

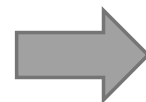
下記の要件の全てを満たすもの

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- ② 釈放後の住居がないこと。
- ③ 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- ⑤ 特別調整の対象者となることを希望していること。
- ⑥ 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

◎センターの支援の流れ

コーディネート（入所中）

- ・ 対象者と面談、アセスメント
- ・ 関係機関からの情報収集
- ・ 福祉サービス等調整計画の作成
- ・ 援護の実施市町村との調整
- ・ 各種福祉的手立ての検討申請
- ・ 受け入れ施設、相談系事業所の調整
- ・ 合同支援会議の開催
- ・ その他



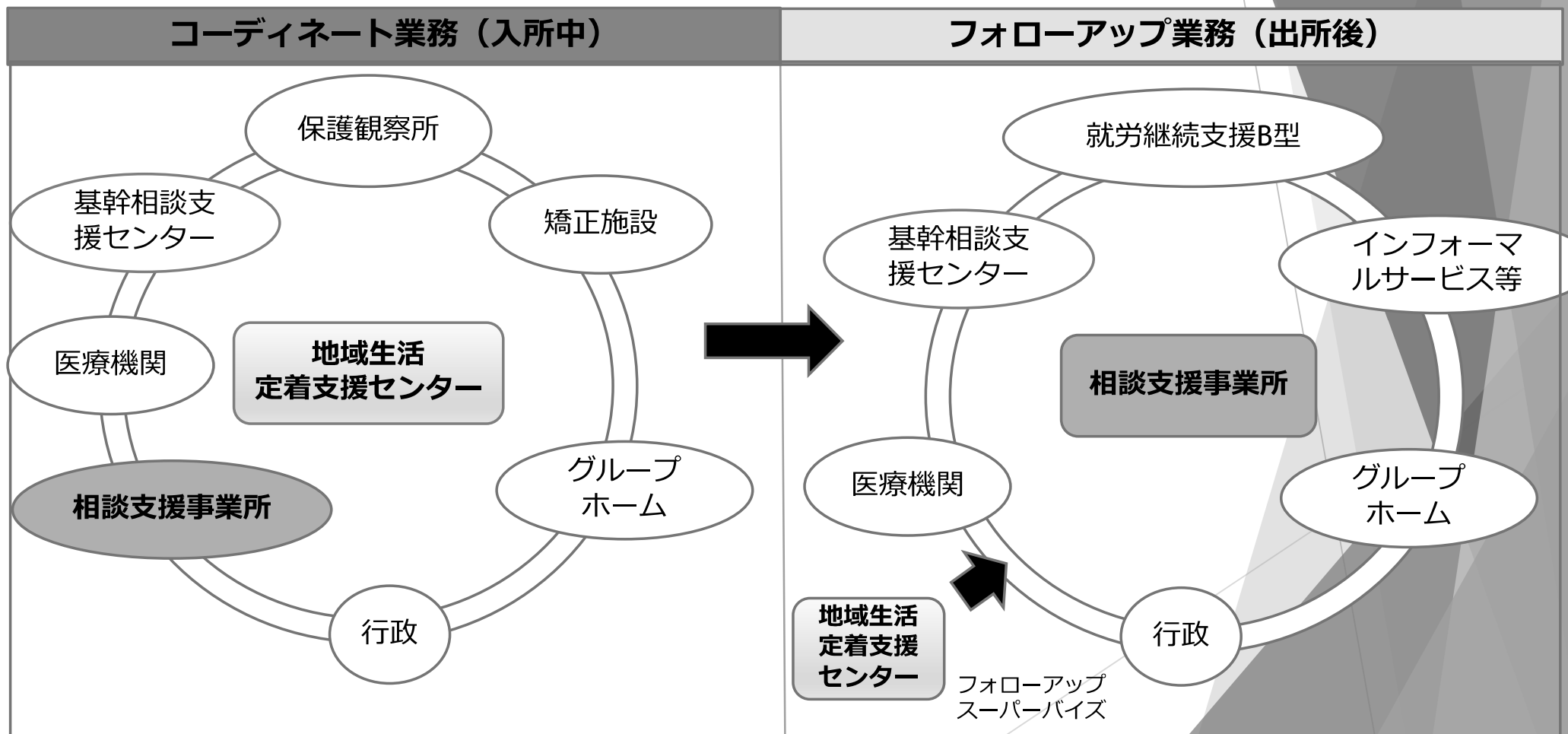
フォローアップ（出所後）

- ・ 出迎え
 - ・ 各種行政手続き同行
 - ・ その他の同行支援
 - ・ 支援関係者への助言
 - ・ モニタリング
 - ・ 支援会議への出席
 - ・ その他
- ※フォローアップの期間はケースバイケースで異なる。

【新潟では・・・】

※コーディネート、フォローアップについて、地域の支援者と役割分担しながら一緒に調整や支援を行う。

◎イメージ図



事例 50歳代の男性 知的障がいの疑い

○事件の概要：スーパーにて、食料品（10点）2,000円相当を万引き。（窃盗罪）

○動機：遠方にいる兄弟が金銭管理をしており、月一回、生活費を本人に渡していたが、月の途中で、お金を使い果たしてしまい、食べものの欲しさにスーパーで万引きをした。

《アセスメント》

- ・これまで両親と暮らしていたが、10年前に父親が亡くなり、最近、母親も施設に入所し、独り暮らしとなった。近所付き合いはまったくない。
- ・生活歴について、小中学校と特別支援学級だったが療育手帳の取得なし。中学卒業後、就労するが仕事について行けず、数ヶ月で退職。その後も就職するが長続きせず、20歳後半からは家業の農業を手伝って暮らしていた。
- ・知的の低さから計算ができず、金銭管理は難しい。
- ・本人の意向：独り暮らしは大変なので、施設で暮らしたい。やれる仕事があればやりたい。刑務所での仕事は頑張っている。
- ・見立て：本人、知的障がいがあり、支援は必要であったが、これまで両親の手助けがあり、生活ができていた。独り暮らしになり、サポートが無くなったことにより、独りでの地域生活が困難になったのではないかな？
- ・地域課題：8050問題、福祉につながっていない、地域からの孤立 など

事例 18歳の少年 知的・発達障がい

○事件の概要：父親に対し、殴る、蹴るの暴行があり、怪我をさせた。（非行名：傷害）

○動機：自分のやりたいことを父親に制止されたため、暴行した。

《アセスメント》

- ・療育手帳あり、自閉症スペクトラムの診断あり。
- ・小さい頃に父親が母親に暴力を振るっているところを見ていた。また、父親の暴力が本人に及ぶこともあった。また、学校でもいじめの被害に遭い、学校でも同級生に暴力を振るわれていた。
- ・中学生頃から両親への暴力が始まる。父親は本人の言いなりで、本人の望むことを叶えていた。精神科病院に入院しても本人の退院したいという意向や本人が可哀そうだという父親の意向で治療の途中で退院させたりすることもあった。
- ・中学生頃から児童相談所が関わりあり。一時保護の実施、障害児施設の措置、精神科病院の入院、自宅を転々としていた。
- ・本人の意向：施設に入りたい。将来は独り暮らしをしたい。
- ・見立て：幼いころの誤学習が現在の状況を招いている可能性があるのではないか？
- ・地域課題：虐待、いじめ、連携不足、障がい受容（本人・家族） など

事例 80歳代の女性 認知症の疑い

○事件の概要：スーパーにて、弁当、お菓子など（3点）800円相当を万引き。（窃盗罪）

○動機：覚えていない。

《アセスメント》

- ・ 2年前に夫が亡くなり、独り暮らしとなる。子どもはなく、頼れる親族もいない。
- ・ 近所付き合いもなく、民生委員がたまに訪問しても困っていることはないと言っていた。
- ・ 半年前からごみ捨ての日を間違えたり、真夏にも関わらず、真冬の格好をしているところを近所の人が見かけている。
- ・ 逮捕後、自宅には同じ通帳が何冊もあった。部屋も片付けられていない。
- ・ 本人の意向：最近、忘れっぽくなってきた。独り暮らしは寂しいので施設に入りたい。大好きな編み物をして、のんびりしたい。
- ・ 見立て：認知症のため、通帳を片付けた場所を忘れてしまい、通帳の再発行を繰り返したのではないか？お金をちゃんと下ろせていたのか？誰も頼る人もおらず、空腹に耐えかねて犯行に及んだのではないか？
- ・ 地域課題：認知症、独居、地域からの孤立、身寄りなし、権利擁護 など

事例 65歳の男性 双極性障害

○事件の概要：飲食店にて、無銭飲食。（詐欺罪）

○動機：覚えていない。

《アセスメント》

- ・生活保護を受給し、アパートで独り暮らし。近所との交流なし。兄弟はいるが、疎遠。
- ・若いころに事業に失敗し、うつ病になる。結婚はしていたが、事業の失敗に伴い、離婚。
- ・精神科に通院はしていたが、薬は飲んだり、飲まなかったりしていた。
- ・これまでの生活の中で、障がい福祉、高齢福祉の支援を受けたことはなかった。福祉は生活保護のみ。
- ・躁状態になるとギャンブルや飲酒などお金使いが荒くなる。また、気性も激しくなり、過去に傷害罪などで刑務所に入ったこともあった。
- ・本人の意向：不安なので入院したい。その後も独りは不安なので高齢者の施設などで暮らしたい。
- ・見立て：薬の管理ができていないため、病状が悪化。障がいがあるにも関わらず生活保護の支援しかない。
- ・地域課題：独居、地域からの孤立、身寄りなし、連携不足 など

事例 50歳後半の男性 知的障がい疑い

○事件の概要：ホームセンターで植栽を盗む。（窃盗罪）

○動機：仕事もなく、お金がなかったので、盗んだ。

《アセスメント》

- ・アパートで独り暮らし。近所に兄弟はいるが、数年前に病気になり、支援はできない。昔は色々助けてくれた。
- ・小中学校は特別支援学級だった。
- ・若い頃は小学校の同級生が営んでいる県外の工場で稼働。（住み込み）父親が亡くなり、母親の介護のため、実家へ戻る。母親が亡くなった後、就職活動をするが、能力的についていけないことや不景気を理由に短期間で解雇となり、仕事を転々とした。
- ・生活保護の受給歴はなし。生活保護について、聞いたことはあるがどんなものかはよくわからない。
- ・本人の意向：仕事がしたい。生活保護が受けれるのであれば受けたい。
- ・見立て：本人が若い頃は両親・兄弟の助けや理解のある友人の支援もあり、地域で生活することができていたが、周囲の環境の変化もあり、福祉的な支援が必要になったが、独りではどうすることもできず、犯行にいたったのではないかと？
- ・地域課題：地域のつながりの希薄化、社会の変化、福祉につながつていない など

事例 20歳代の男性 知的・発達障がい

- 事件の概要：女子中学生の体を触り、押し倒す。女性の下着を盗む。（迷惑防止条例違反・住居侵入・窃盗罪）
- 動機：ムラムラして、女性の体に触りたかった。女性の下着が欲しかった。

《アセスメント》

- ・実家で母親と2人暮らし。父親は本人が中学生の時に亡くなっている。兄弟はいない。
- ・保育園の頃は男の子からはいじめられていたが、女の子は優しくしてくれて、よく遊んでいた。
- ・小中学校は特別支援学級に在籍。友人はおらず、いじめの被害に遭っていた。また、父親からの暴力行為もあった。母親は優しくかった。
- ・中学卒業後、就職するが、職場内でもいじめあり、仕事について行けず、毎日、上司から叱責を受けていた。3ヶ月で退職。その後はアルバイトをするも人間関係を理由に長続きはしなかった。
- ・アダルト動画を見て、現実のものだと思っていた。
- ・本人の意向：普通の生活がしたい。女の子とエッチなことがしたい。
- ・見立て：これまで本人は家庭・学校・職場で成功体験はなく、一般的に経験するであろう体験も不足している。（自己肯定感が低く、未学習もある）また、発達障がいの特性や知的の低さにより、物事を捉え方が独特で間違った認識をしている可能性がある。年齢的に性的な興味があることは正常なこと。性的な発散だけが目的ではなく、「自分の思うようにできた」「自分が上」「自分は強い」などの感覚を得るために犯行に至った可能性もある。（本人の中では唯一の成功体験、誤学習）⇒正しいことを学べるよう支援、正しいことをして、報酬を得る経験が必要ではないか。
- ・地域課題：虐待、いじめ、福祉につながっていない、障がい理解、連携 など

対象者について

なぜ、犯罪行為に至ったのか？その背景に目を向ける！（社会的孤立や生きづらさ）

- ▶ ◆ 犯罪に至った背景は？
- ▶ ・ 生活困窮
- ▶ ・ 就労（仕事がない、続かない、働けないなど）
- ▶ ・ 認知症（認知機能の低下、記憶障害など）
- ▶ ・ 障がい（金銭管理、コミュニケーションが苦手、先の見通しが立てられない、衝動性、受容なし、未学習、誤学習、愛着、2次障がいなど）
- ▶ ・ 精神疾患（病状、通院や服薬管理ができていない、ストレス、不安など）
- ▶ ・ 孤立（相談者不在、家族支援なし。近所づきあいなし、医療・福祉につながっていないなど）
- ▶ ・ 社会の変化によるもの（家族・隣近所の関係性が希薄化、不景気、8050問題、9060問題）
- ▶ ・ 生活環境（いじめ、虐待、ひどく怒られた経験、誤った養育や支援、経験不足など）

予防

入口支援（被疑者・被告人段階の支援）

出口支援

地域づくり

刑事司法



逮捕

警察

送検

検察庁

起訴

裁判所

実刑判決など

刑務所等

仮釈放

満期釈放

地域社会

不起訴など

罰金など
執行猶予判決

最後に・・・支援にあたって

- ◎ 罪を犯した高齢者・障がい者のことを知らない⇒不安
- ・ 本日の研修を機会に知ってほしい。

- ◎ 地域課題
- ・ 地域づくり。予防的視点。我が事・丸ごと。

- ◎ 誰でも失敗することはある。あなたは長年の習慣や癖をすぐに治せますか？
- ・ 私たちの対象者は障がい、環境の変化に弱い、誤学習などがあるのでなおさら難しいのでは？
- ⇒長い目で見守ってほしい。

- ◎ 居場所、出番、役割が重要
- ・ そういった機会に恵まれてこなかった方たちが多い。誰だって、認められたい、褒められたい、頼りにされたいなどと思っているはず、そういった経験が地域に定着することにつながるのでは？

◎アセスメントとニーズにそった支援

・ 刑務所内でのアセスメントには限界があるので、出所後の再アセスメントが重要。対象者がどのような生活を希望しているのか？対象者の言葉が真のニーズとは限らない。経験が少ないことや障がいなどで言語化することが苦手な方も多い。

◎触法ケース≠困難ケース（イコールではない）

・ 確かに困難なものもあるかもしれませんが地域にはもっと困難なケースがあり、日々、皆さんはそれに取り組んでいる。地域には支援する力はあると思います。

◎抱え込まない

・ チームアプローチ。定着支援センターの職員も万能ではない。皆で考えていくことが大事。

◎基本的なことをきっちりと。

・ 信頼関係をつくる、安心して過ごせる場所つくる、正しいことを学べる、自己肯定感を高める支援、正しい行為をして、認められる成功体験、ストレングスをいかした支援など。普段はできていても対象者が触法高齢者、障がい者になるとできなくなってしまうこともあるので注意。

最後まで聞いていただき
ありがとうございました。





「ひとりにしない」という支援

—誰もが地域で暮らし続けるために—

2020年10月23日（金）

立ち直りの現場から

—伴走型支援からの考察—

基調講演

（定員 100名）

講師：奥田 知志氏

認定NPO法人抱撲理事長、日本
バプテスト連盟東八幡キリスト教会
牧師

九州初のホームレス自立支援施設
を開設し、自治体などと連携して路
上生活者に住居や就職先を紹介し
、これまで約3,400人以上の自立を
支援してこられました。奥田さんは、
ホームレスは「絆を失った人」としてと
らえ、データベースを整えた「伴走型
支援」で、自立率9割という実績を
上げ、「生活困窮者支援の第一人
者」として高い評価を受けておられま
す。支援の対象者は、ホームレスに
限らず、生きづらさを抱える高齢者や
障害者の支援、刑務所や拘置所を
出所した人の支援などNPO法人「抱
撲（ほうぼく）」で行っています。

Web研修 本研修はweb参加のみとなります。

刑務所などの矯正施設には福祉の支援が必要にも関わらず、福祉支援に繋がらず犯罪を繰り返してしまっている方たちがいます。誰もが地域でその人らしく生活し続けられる。本当の意味での共生社会を作るためには地域の理解と協力が不可欠です。

研修会次第

9:30～ 開会挨拶

9:35～ 会長挨拶

9:40～ 行政報告（厚生労働省 社会・援護局総務課）

10:05～ 地域生活定着支援センター実践報告

10:30～ 休憩

10:40～ 基調講演

認定NPO法人抱撲 理事長 奥田 知志

「立ち直りの現場から—伴走型支援からの考察—」

12:10～ 閉会挨拶

参加費：無料

申し込み方法は裏面をご覧ください。

参加方法

■ 下記URLもしくはQRコードから申し込みフォームに入力後、
10月13日（火）までに送信してください。

<https://forms.gle/7E6bnTQHJAfbDzydA>



■ 申込書に記載いただいたメールアドレスへ当日の参加方法（参加用URL、ID、パスワード等）をお知らせします。指定の開催日時に、通知された方法でご参加ください。

本研修は「Zoom」(<http://zoom.us/>)を使用します。

・インターネットに接続されたパソコン、タブレット、スマホ等のいずれでも参加できます。使用する予定のデバイス（パソコン、タブレット、スマホ等）にあらかじめ、Zoomのアプリをインストール、ダウンロードしてください。（インストール、ダウンロードは無料でできます。また最新バージョンを使用してください。）

＊ パソコンやタブレットの場合はこちらからダウンロード→
<http://zoom.us/download>（「ミーティング用Zoomクライアント」をダウンロード）
＊ スマホの場合はAppleストアやGooglePlayストアから「ZOOM Cloud Meetings」をダウンロード

※いずれも、参加者（ゲスト）としてのみ使用される場合はZoomのライセンス（マイアカウント）を取得する必要はありません。（アカウント取得が必要なのは主催者となります。）インストール/ダウンロードするだけでOKです。

■ ご参加にはインターネットに接続できる環境が必須となります。有線LANの使用、またはWi-Fi環境下での参加を推奨します。

■ 参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますのでご了承ください。スマホ、タブレット等の契約プラン内容によってはデータ制限がかかる可能性がありますのでご注意ください。

■ 通信状況やお使いのデバイスの接続状況により映像や音声途切れてしまうなどの不具合が生じる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

【配信の撮影・録画・キャプチャー等および資料の無断転載。複製等は固くお断りいたします。】

※申し込みにおいて、Googleフォームへのアクセスが社用回線で制限される場合は、スマートフォンなどからの申し込みや、タブレットやPC等ご自宅や公共Wi-Fi回線での申し込みなどをお願いいたします。それらでの回線利用が困難な方につきましては、お電話かEメールで問い合わせください。折り返しご連絡いたします。

問い合わせ先

新潟県地域生活定着支援センター

TEL:025-281-6010

FAX:025-281-5504

Email : teichakushien@utopia.ocn.ne.jp

令和 2 年度
全国地域生活定着支援センター協議会
東海・北陸ブロック研修

令和 2 年 12 月 10 日（木）

午前：Zoom 会議 午後：YouTube 研修

主催
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

主管
岐阜県地域生活定着支援センター

後援
岐阜県・岐阜保護観察所

日 程

10:00～ (Zoomにて)

「福祉と司法の協議会」

- ・ 各県地域生活定着支援センターの事例検討及び情報共有

＜参加者＞

東海・北陸ブロック定着職員

保護観察所職員

更生保護施設職員

刑務所職員

行政等職員 等

※午後に予定しておりました講演会は、後日 YouTube にて公開します。

- ・『更生保護サポートセンターの役割』

土岐更生保護サポートセンター

土岐保護区保護司会 会長 出口 満知子 氏

- ・『再犯防止のために必要な地域連携』

朝日大学 法学部長・大学院法学研究科長 大野 正博 氏